

平成18年度包括外部監査結果報告書の概要

監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

テーマ：議会費の執行について

テーマ：保健福祉部に係る補助金の執行について

（2）監査の対象とした期間

平成17年度とし、必要に応じて遡及した。

3 監査従事者

（1）包括外部監査人

弁護士 松尾 敬次

（2）包括外部監査人の事務を補助した者

弁護士 上地 大三郎

公認会計士 工藤 誠介

公認会計士 藤原 晃

テーマ 議会費の執行について

第1 監査テーマ選定の理由

近年、議会や議員の活動に対する県民の目は厳しくなっている。特に、最近の新聞報道等を見ると、政務調査費や費用弁償のあり方について疑問を呈するものも見受けられ、住民監査請求が行われたり住民訴訟が提起されたりする事例も生じている。

議会が行政に対するチェック機能を果たし、県民生活の向上を図るためには、議会や議員には自由かつ活発な活動が保障されなければならない。そのための活動経費が必要であることは当然である。とりわけ、地方分権が進む中で、地方議会の果たすべき役割は年々重要性を増している。しかし、議会費については県民の税金から支出されており、その金額も年間約10億円にも上ることから、厳しい財政状況をも考慮すれば、その用途は可能な限り県民に公開し、その批判に晒される必要がある。特に、議会や議員に関する支出についてはお手盛りの決定される虞があるとの批判もある上、行政が議会をチェックすることは困難であることから、その必要性は大きい。

そこで、政務調査費や費用弁償を中心として議会費全般を監査の対象とすることにした。

第2 議会費の執行状況

1 平成17年度における議会費の金額は10億4,964万8,668円であり、その主なものは以下のとおりである（括弧内の数字は、議会費全体に占める割合である。）。

（1）議員報酬等

3億7,188万5,803円（約52.8%）

（2）議会事務局の人件費（給与費及び事務局費のうち賃金）

2億6,217万0,045円（約25.0%）

（3）議会活動経費のうち負担金、補助及び交付金

1億2,322万6,466円（約11.7%）

そのうち政務調査費が1億1,686万5,466円(約94.8%)を占めている。

(4) 旅費(費用弁償)

4,258万4,001円(約4.1%)

2 議員報酬等の内訳及び制度概要は以下のとおりである。

(1) 報酬(議員の報酬)

ア 議長 月額95万円(年額1,140万円)(ただし,平成16年度より月額3万円(年額36万円)が減額されている。)

イ 副議長 月額86万円(年額1,032万円)(ただし,平成16年度より月額2万円(年額24万円)が減額されている。)

ウ 議員 月額81万円(年額972万円)(ただし,平成16年度より月額2万円(年額24万円)が減額されている。)

(2) 職員手当等(議員の期末手当)

ア 議長 年額454万5,750円

イ 副議長 年額411万5,100円

ウ 議員 年額387万5,850円

(3) 共済費(地方議会議員年金制度の県費負担分)

議員1人あたり月額6万2,000円(年額74万4,000円)

3 小括

(1) 議員報酬等については,当監査人としては必要な情報を開示するに留め,その金額の当否については県民の判断に委ねることとしたい。

ただし,議員に対しては,報酬及び期末手当のほか,共済費(議員年金)の県費負担分,政務調査費及び費用弁償という形でも県費が支出されていることから,そのことも踏まえて総合的な観点で議論を行う必要があることを付言する。

(2) 本監査においては,議会活動経費のうち負担金,補助及び交付金(特に,その大半を占めている政務調査費)と,議会活動経費及び委員会活動経費のうち旅費(費用弁償)を中心に検討を行うこととした。

第3 政務調査費

1 政務調査費の意義及び制度趣旨

政務調査費とは、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して普通地方公共団体から交付される費用のことをいう（地方自治法100条13項参照）。

この政務調査費の制度趣旨は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保」することにあるとされる（最高裁平成17年11月10日決定参照）。

特に、政務調査費については、その制度創設の当初から現在に至るまで、使途の透明性の確保が強く求められている。

2 徳島県議会の政務調査費制度の概要

地方自治法100条13項及び14項の規定を受けて、徳島県においては、徳島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号。以下「政務調査費条例」という。）及び徳島県政務調査費の交付に関する規程（平成13年徳島県議会規程第1号。以下「政務調査費規程」という。）が制定されている。

なお、徳島県議会における政務調査費の交付金額は、会派（所属議員が一人の場合を含む。）に係る政務調査費が月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に係る政務調査費が月額15万円とされている（政務調査費条例3条1項、4条1項）。

3 政務調査費の使用状況

（1）会派に係る政務調査費（平成13年度から平成17年度まで）の使用状況

報告書別紙 - 3 - ~ 記載のとおり

（2）議員に係る政務調査費（平成17年度）の使用状況

報告書別紙 - 4 - 記載のとおり

（3）議員に係る政務調査費（平成17年度）の各項目を金額順に並べ替えたもの

報告書別紙 - 4 - 記載のとおり

（注）これらの一覧表には、収支報告書に記載された金額をそのまま転記しているので、実際に政務調査費として支出された金額とは必ずしも一致していない。

4 政務調査費に関する監査の概要

各会派及び各議員が政務調査費条例に基づいて議長に提出した収支報告書（過去5年間）の写しを入手し、その記載内容を検討した。そして、その検討結果を踏まえて、主要会派（7会派）及び全議員に対して質問票を送付した。

その質問票の内容（主要会派に対する質問票については、各会派に共通する内容のものに限る。）及び回答の要旨は、会派については報告書別紙 - 5 - ， 記載のとおり、議員については報告書別紙 - 6 - ， 記載のとおりである。

（注）主要会派及び全議員に対しては、会計帳簿の写し、証拠書類等の写し及び報告書等の提出も求めていたが、十分な協力は得られなかった。

5 監査結果・意見 1 - 会派に係る政務調査費について

（1）調査研究費

県外調査や海外調査に使用されている例が多く見受けられる。しかし、

ア 調査の目的については、当該調査を行うに至った動機、経緯等が記載されておらず、徳島県が抱える課題との関連性は必ずしも明らかではない。

イ 調査行程や調査先の選定については、選定に至った理由や経過は必ずしも明らかではなく、特に海外調査に関しては徳島県が抱える課題との関連性が抽象的であって、海外にまで赴く必要性には疑問がある。

ウ 調査先における質疑応答については、その内容が極めて概括的、抽象的であったり、調査目的との関連性に疑問があったりするものも多々見受けられ、中身のある質疑応答がなされたとは言い難い。

エ 調査に要した費用については、1人あたり約108万円もの費用を要している例も見受けられるなど、決して低額とは言えず、報告書等の内容を見ても、投じた費用に見合うだけの成果（特に「県の事務及び地方行財政に関する調査研究」の成果と呼べるだけのもの）が得られたと言えるかは疑問である。

ことから、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。

（2）研修費

調査研究費に計上されるべき性質のもの（海外研修、海外調査及び県外調査の費用）が計上されている例が見受けられるが、計上すべき項目を誤っていたと考えられる。

（3）会議費

某新聞社の主催する講演会及び親睦会の参加費を会議費として支出している例が見受けられるが、そもそも「会派における各種会議」に該当せず、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる（研修費と解する余地もないではないが、その金額も社会通念に照らして相当とは言い難い。）。

また、会派総会、会派役員会及び意見交換会に支出されている例も見受けられるが、会議の内容が明らかではなく、単なる会派活動のための会議である可能性を否定し得ない。それが事実とすれば、これらの会議に要した費用として会議費を支出することは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。

さらに、会議の参加者に対する旅費を支給している例も見受けられるが、その中には旅費として高額であるように思われるものもある。

（４）資料作成費

県政報告書等の作成に要した経費として資料作成費を支出している例が見受けられるが、「議会審議に必要な資料」とは言い難く、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる（広報費に計上されるべき性質のものであって、計上すべき項目を誤っていたと考えられる。）。

（５）資料購入費

図書や雑誌の購入については、一般図書や雑誌、情報誌等が含まれているところ、これらは個人の日常的な情報収集活動の域を出るものではなく（一般市民と議員とで何ら異なるところはない。）、その購入費用を県費から支出すべき必要性は乏しい。従って、各会派の資料購入費の支出については、政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるものが含まれていると思われる。

また、某新聞社の新聞を６部購読している例も見受けられるが、情報収集の目的を超えており、不適切な支出と言わざるを得ない。

（６）広報費

会派の活動を広報するための広報誌やホームページの作成に要した経費として広報費を支出している例が見受けられる。しかし、県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としない一般的な広報活動にまで広報費を支出することについては、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。

また、金額が過大と思われる例も見受けられる。

（７）事務費

主要会派からの回答によれば、「事務費として計上した金額は全額、調査研究活動に使用しており、按分は行っていない」とのことである。しかし、会派の事務所は、調査研究活動のほか、会派活動に利用されることも皆無とは言えないと思われるので、会派の事務所において発生した事務的経費の全額を事務費として計上することは、政務調査費の趣旨及び使途基準に適合しないと言わざるを得ない。

また、毎年のように複数台のパソコンを購入するなど、備品及び事務用品の購入に多額の費用を投じている例も見受けられる。しかし、政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する経費に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備にまで政務調査費を充当することは適当でないことから、そもそも政務調査費として支出し得るか強い疑問がある。

(8) 人件費

会派が雇用する職員の人件費について、会派に係る政務調査費のほか、議員に係る政務調査費からも支出されている例が見受けられる。これについては、

当該職員が「議員が行う」政務調査活動の補助業務にも従事している可能性と、当該職員は「会派が行う」政務調査活動の補助業務に専念しているものの、会派に係る政務調査費ではその全額を賄えないので、議員に係る政務調査費からその一部を補填している可能性の2つが考えられる。しかし、この場合、会派分と議員分の比率を算出し、その比率に従って人件費を按分し、会派分の人件費のみを会派に係る政務調査費から支出するようにする必要があると思われる。他方、この場合、「会派」が雇用する職員の人件費の一部を「議員」に係る政務調査費から補填することは、議員に係る政務調査費（「議員が行う」調査研究を補助する職員の経費を支弁するものである。）の趣旨及び使途基準に適合しないと思われる。

また、会派からの回答を見る限り、政務調査活動に「専念」している否かが明らかではない例も見受けられる。政務調査活動以外の業務にも従事させているのであれば、政務調査活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分する必要があると思われる。

6 監査結果・意見 2 - 議員に係る政務調査費について

(1) 調査研究費

県外調査や県内調査に使用されている例が多く見受けられる。しかし、調査の目的、調査行程及び調査先、調査先における説明や質疑応答の内容、調査費用の総額及びその内訳明細等が明らかではなく、これだけでは使途基準に適合するかどうかを判断することは不可能である。その意味では、趣旨報告書だけでは、使途の適正及び透明性を確保する手段としては不十分と言わざるを得ない。

また、調査ガソリン代として多額の経費を計上している例が見受けられるが、その金額から推測される走行距離に照らせば、調査研究活動以外の利用に係る費用が含まれている可能性を否定し得ない。

(2) 研修費

団体等総会参加費が計上されている例が見受けられるが、当該団体等への儀礼的な出席である可能性も否定できず、調査研究活動との関連性は必ずしも明らかではない。

また、NPO法人の年間受講料として多額の経費が計上されている例が見受けられるが、受講料としては極めて高額と思われる。

従って、研修費の中には政務調査費の趣旨や使途基準に適合しないものが含まれている可能性がある。

(3) 会議費

内容的に調査研究費または研修費として支出すべき経費が含まれている例が見受けられるが、計上すべき項目を誤っていたと考えられる。

また、県政報告会、議会活動報告会及び意見交換会等の開催費が計上されている例が見受けられるが、当該議員の議会活動の成果に関する報告を行うものである可能性も否定できず、調査研究活動との関連性は必ずしも明らかではない。

従って、会議費の中には政務調査費の趣旨や使途基準に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。

(4) 資料作成費

県政報告書等の作成に要した経費が計上されている例が見受けられるが、当該議員の議会活動の成果に関する報告を行うものである可能性も否定できず、「議会審議に必要な資料」には該当しない(広報費に計上されるべき性質のものであって、計上すべき項目を誤っていたと考えられる。)。

また、調査研究の成果を整理するのに要した費用を計上したものと解される例

も見受けられるが、これらの資料が議会審議においてどのように活用されたかは必ずしも明らかではない。

従って、資料作成費の中には政務調査費の趣旨や用途基準に適合しないものが含まれている可能性がある。

(5) 資料購入費

図書、雑誌の購入費という程度の記載しかない例が多く、単に一般教養を高めたり日常的な情報収集活動を行ったりするための書籍等の購入費が含まれている可能性も否定できない。

従って、資料購入費の中には政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるものが含まれている可能性も否定し得ない。

(6) 広報費

議員の活動を報告するための報告書の作成・配布費用やホームページの維持費が計上されている例が見受けられる。しかし、県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としない一般的な広報活動にまで広報費を支出することについては、政務調査費の趣旨に照らせば疑問がある。

(7) 事務所費

収支報告書の備考欄に何らの記載もない例が見受けられる。しかし、収支報告書の様式(様式第8号)によれば「備考欄には主たる支出の内訳を記載する」とこととされているところ、この趣旨は政務調査費の用途の透明性を確保することにあると解される。従って、収支報告書の備考欄に何らの記載もしないことは、この趣旨に明らかに反している。

また、議員からの回答によれば、事務所の設置、管理に要した経費の全額を政務調査費から支出している例が多く見受けられる。しかし、議員の事務所は、調査研究活動のほか、議員活動の拠点となっているのが通常であり、そのような実態があるのであれば、事務所の設置、管理に要する経費の全額を事務所費として計上することは、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと言わざるを得ない。

さらに、議員からの回答を検討していたところ、収支報告書と質問票に対する回答との間に齟齬がある例も見受けられ、会計帳簿の調製や証拠書類等の整理保管に問題があることが窺われる。また、事務費として計上されるべき性質のもの

を事務所費として計上している例も見受けられるが、計上すべき項目を誤っている。

(8) 事務費

議員からの回答によれば、事務費の全額を政務調査費から支出している例が多く見受けられる。しかし、事務費の内容としては、議員の活動において発生する事務的経費であるところ、これらの経費について、調査研究活動とそれ以外の活動に要する経費とを明確に峻別することは、一般的には困難と思われる。

従って、議員の活動において発生する事務的経費の全額を事務費として計上することは、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと言わざるを得ない。

(9) 人件費

議員からの回答によれば、人件費の全額を政務調査費から支出している例が多く見受けられる。この点については、職員の雇用形態や勤務実態等が明らかではないものの、専ら調査研究業務のために雇用した職員でない限り、人件費を全額、政務調査費として計上することは、政務調査費の趣旨及び用途基準に適合しないと言わざるを得ない。

7 提言

(1) 政務調査費の用途の適正を確保するための方策

ア 政務調査費規程の用途基準の見直し

政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するものである（地方自治法100条13項，政務調査費条例1条参照）。ところが、現行の用途基準を見る限り、その内容が必ずしも前記趣旨に沿ったものとは言い難いものが含まれているので、政務調査費規程の用途基準の見直しが必要であると思われる。具体的には、以下のとおりである。

(ア) 研修費について

政務調査費規程では、「会派の雇用する職員の参加に要する経費」（会派に係る政務調査費）、「議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」（議員に係る政務調査費）が含まれている。

しかし、会派の雇用する職員や議員の雇用する秘書等の参加費まで研修費として支出する必要性には疑問があり、これらについては用途基準の見直しが検討されるべきであろう。

(イ) 会議費について

政務調査費規程では、「会派における各種会議に要する経費」（会派に係る政務調査費）と規定されているに過ぎず、会議の目的や内容等についてそれ以上の限定はない。

しかし、会議費として支出できる経費としては、会派が実施する議案等の審議に関する会議、県政に関する施策等の検討会議、県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議に要する経費等に限定されるべきであり、政務調査費規程を改正すべきである。

(ウ) 資料購入費について

政務調査費規程では、「会派（議員）が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」と規定されているに過ぎず、購入する図書・資料等の種類等についてそれ以上の限定はない。

しかし、資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な専門的知識を得るための図書・資料等の購入に限定されるべきであり、政務調査費規程を改正すべきである。

(エ) 広報費について

政務調査費規程では、「会派（議員）が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」と規定されている。

しかし、立法論としては広報費を用途基準から除外することが検討されるべきである（東京都議会参照）。

(オ) 事務費について

政務調査費規程では、「会派（議員）が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費」と記載されているに過ぎず、支出する経費の内容についてそれ以上の限定はない。

しかし、調査研究活動との関連性が明確でないものや、購入金額が社会通念に照らして著しく高額であるものにまで備品購入費として事務費を支出することは、政務調査費の趣旨に照らせば疑問があるので、用途基準の見直しを検討されるべきである（鳥取県議会参照）。

イ 用途基準に関するガイドラインの作成

政務調査費規程は、政務調査費の用途の適正を確保するために用途基準を定

めている（政務調査費規程5条）。ところが、政務調査費の現実の用途を見る限り、「議員の調査研究に資するための経費の一部」（地方自治法100条13項、政務調査費条例1条）を交付するという政務調査費の趣旨に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。これは、各会派及び各議員において、政務調査費の趣旨や用途基準の内容が十分理解されておらず、共通認識が形成されていないことが原因であると思われる。

従って、政務調査費の用途の適正を確保するためには、徳島県における会派や議員の政務調査活動の実態を踏まえ、用途基準の内容を更に具体化、明確化したガイドラインを作成する必要がある（岩手県議会、長野県議会、大阪市議会、鳥取県議会参照）。

ウ 会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びに保存についてのルール の明確化、統一化

政務調査費規程は、政務調査費の支出について、会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類等の保存を義務づけている（政務調査費規程8条）。この趣旨は、政務調査費の用途の適正を確保するとともに、その事後的な検証を可能にすることにあると解される（なお、政務調査費条例11条によれば、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うものとされている。）。

ところが、当監査人が主要会派及び全議員に対して会計帳簿や証拠書類等の写しの提出を求めたところ、会計帳簿や証拠書類等の全部または一部の写しの提出に応じた会派や議員は、ごく僅か（具体的には、7会派のうち2会派と、39名の議員のうち8名の議員）に留まった。そのため、当監査人としては、会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管の具体的状況を十分に確認することができなかった（会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管が行われていない可能性も完全には否定し得ない。）。また、仮に会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管が行われているとしても、整備している会計帳簿の種類、様式及び記載方法等が会派や議員によって異なる可能性もある。現に、当監査人の要請に応じて提出された会計帳簿の写し数通を見ただけでも、その記載方法等はまちまちであり、その記載を見ただけでは支出内容が判然としないものも含まれていた。しかし、会計帳簿の内容が余りに簡略なものであれば、政務調査費

の用途の適正を確保し，その事後的な検証を可能にするという目的を達成することは不可能である。

従って，会計帳簿の調製及び証拠書類等の整理保管並びにこれらの書類等の保存についてのルールを明確化し，その統一を図るべきである（長野県議会参照）。

エ 収支報告書の記載基準及び記載方法の明確化，統一化

徳島県議会においては，収支報告書の様式及び記入要領が定められているものの，各会派及び各議員において，収支報告書の記載基準及び記載方法の統一が図られていないことが窺われる。

従って，収支報告書には，政務調査活動に要した経費の全額（証拠書類等に記載されている額面の総額）と，前記の金額のうち政務調査費から支出した金額の両者を記載させるなどして，両者の関係が明確になるよう，記載基準及び記載方法を明確化し，その統一を図るべきである（岩手県議会，長野県議会参照）。

オ 調査研究活動の記録の義務化

会派及び議員の中には，政務調査費を使用して調査研究活動（研修，視察，調査，研究等）を行っている場合が多々見受けられる。しかし，収支報告書を見ただけでは，会派及び議員が行っている調査研究活動の具体的内容が必ずしも明らかではない。

確かに，調査研究活動の内容が公開された場合，議会審議や今後の調査研究活動等に支障を及ぼし，会派及び議員の自由な活動を阻害する虞があるので，これを一般的に公開することについては慎重な検討が必要である。しかし，調査研究活動として具体的にどのような活動を行ったかが記録されていなければ，政務調査費の用途の適正を確保し，その事後的な検証を可能にするという目的を達成することは不可能である。

従って，調査研究活動を行った場合，会派及び議員には，少なくともその日時，場所，相手方及び参加した議員等の氏名，目的，内容，結果等を記載した書面の作成を義務づけ，必要に応じて調査できるような規定を設けるべきである。

カ 第三者機関の設置

議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとされる（政務調査費条例11条）。しかし、現実には、政務調査費の使途の適正について十分なチェックがなされているとは言い難い。

従って、政務調査費の使途の適正を確保するためには、議会から独立した第三者機関が必要に応じて収支報告書、会計帳簿及び証拠書類等を調査し、政務調査費の使途の適正について意見を述べるができるシステムを構築することが望ましい。

キ 政務調査費の残額及び使途基準に適合しない支出についての返還義務の明記

政務調査費条例では、「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定するに留まっており（政務調査費条例12条）、会派及び議員に対して政務調査費の残額（使途基準に適合しない支出を含む。）の返還を義務づける規定は存在しない。

従って、この点については返還義務を明記する方向で政務調査費条例の改正を行うべきである（宮城県条例16条3項参照）。

（2）政務調査費の使途の透明性を確保するための方策

政務調査費については、その制度創設の当初から現在に至るまで、使途の透明性の確保が強く求められている。

しかし、当監査人の印象としては、現行の収支報告書の記載を見ただけでは、政務調査費がどのように使用され、それが議員の調査研究にどのように役立っているのかが必ずしも明らかとは言えない。加えて、当監査人が主要会派及び全議員に対して会計帳簿や証拠書類等の写しの提出を求めたにもかかわらず、会計帳簿や証拠書類等の全部または一部の写しの提出に応じた会派や議員がごく僅かに留まったことをも併せ考慮すれば、現行の収支報告書の記載で使途の透明性は確保されている（従って、現行の各議員の領収書保管義務の一層の徹底を図れば足りる。）との意見には、県民感覚から見て違和感を覚える。

そもそも、政務調査費の制度趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研

究活動の基盤の充実を図ることによって、県民生活の向上を図ることにある。だからこそ、政務調査費として少なからぬ県費（平成17年度で約1億2,000万円）が支出されているのである。その意味では、政務調査費は県民から付託されたものと言うべきであるから、政務調査費については使途の透明性が確保されなければならない、その内容については可能な限り県民に公開されなければならない。

従って、政務調査費として支出した経費については収支報告書に領収書等の証拠書類の写しの添付を義務づけるとともに、その内容を公開すべきである（岩手県議会、宮城県議会、長野県議会、鳥取県議会など参照）。

（3）政務調査費の必要性についての再検討

政務調査費の制度趣旨は冒頭で述べたとおりであり、この制度趣旨それ自体は十分に理解できる。

しかし、現実の政務調査費の使途を見る限り、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」を交付するという政務調査費の趣旨に適合しないものが含まれている可能性も否定し得ない。当監査人としては、政務調査費が会派（議員）活動全般を助成するものであって、その使途にも制限がない（いわば会派や議員が自由に使うことのできる歳費の一部である。）と議員らが誤解しているのではないかとの懸念を抱いている。このような現実に照らせば、政務調査費の必要性それ自体にも疑問を感じざるを得ない。

従って、政務調査費については、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって県民生活の向上を図ることを目的とする（そのために、県民から付託されたものである。）ということを改めて認識した上で、その廃止も含めて、政務調査費の必要性や交付金額、使途基準等について抜本的な再検討を行うことが必要であると考えらる。

第4 費用弁償

1 費用弁償の意義

費用弁償とは、普通地方公共団体の議会の議員等が職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう（地方自治法203条3項参照）。

2 徳島県議会の費用弁償制度の概要

地方自治法 203 条 3 項及び 5 項の規定を受けて、徳島県においては、徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 34 年徳島県条例第 4 号。以下「費用弁償条例」という。）が制定されている。

なお、費用弁償の支給対象としては、以下のものがある。

(1) 議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときの旅費（以下「応招旅費」という。）（費用弁償条例 4 条 1 項）

(2) 公務のために旅行したときの旅費（費用弁償条例 4 条 2 項）

ア 議長及び副議長の公務出張旅費

イ 委員会の視察旅費

ウ 委員会の調査のための派遣旅費

エ 議決による議員派遣旅費

3 費用弁償の支給実績

(1) 応招旅費

平成 17 年度に議員に対して支給した応招旅費の金額の合計額は 2,097 万 6,000 円である（報告書別紙 - 8 - の「1 議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときの旅費」参照）。

なお、各議員毎の支給額は、年間 35 万 2,000 円～70 万 4,000 円となっている（報告書別紙 - 8 - 参照）。

(2) 公務のために旅行したときの旅費

平成 17 年度に議員に対して公務のために旅行したときの旅費として支給した金額の合計額は 2,160 万 8,001 円であり、その内訳は以下のとおりである（報告書別紙 - 8 - 参照）。

ア 議長及び副議長の公務出張旅費 202 万 1,401 円

イ 委員会の視察旅費 724 万 7,751 円

ウ 委員会の調査のための派遣旅費 900 万 4,082 円

エ 議決による議員派遣旅費 333 万 4,767 円

4 監査結果・意見

(1) 応招旅費

議員が議会の招集に応じ、又は委員会に出席したときは、その居住地域に応じて日額 8,000 円～2 万 2,000 円の費用弁償が支給されている。

しかし、費用弁償は、本来的には現実に要した費用（実費）を対象としてこれを弁償すべき性質のものであるところ、議会又は委員会に出席するための交通費として日額8,000円～2万2,000円もの費用を要するとは考え難い。その意味では、費用弁償に交通費以外の費用（これは、議員の職務遂行とは直接関係のない費用である。）が含まれていることは明らかである。

従って、現行の応招旅費については、交通費として社会通念上、相当と認められる金額を超えていると思われるので、地方自治法203条3項に違反する疑いも否定し得ない。

（2）委員会の視察旅費

視察行程や視察先の選定方法を見ると、当該委員会において当該視察先を視察する必要性についていかなる議論がなされたのかは必ずしも明らかではない。

また、県西部や県南部の視察については、全ての視察について視察日程が1泊2日となっているところ、昨今の県内の交通事情等に照らせば、県内視察については必ずしも宿泊する必要があるとまでは言い難いように思われる。

さらに、県外視察については、「本県にはない先進的な施設や取り組み」を調査するために県外にまで視察に赴く必要があるとの説明がなされているが、全ての視察について視察日程が2泊3日となっており、県内視察に比して高額な費用が支出されていることをも併せ考慮すれば、投じた費用に見合うだけの成果が得られたと言えるかは疑問が残る。

従って、委員会の視察旅費については、その効率性に改善の余地があるように思われる。

（3）委員会の調査のための派遣旅費

委員会の調査のための委員派遣の手続は、まず各委員がその所属する委員会の委員長に対して調査計画書を提出し、これが承認されれば、当該委員会の委員長が議長に対して委員派遣承認要求書を提出し、その結果、派遣が承認されれば委員が派遣され、その後、派遣された委員が議長及び委員長に対して委員派遣調査報告書を提出することとされている。

しかし、実際に提出された調査計画書、委員派遣承認要求書及び委員派遣調査報告書を調査したところ、実質的に委員会としての意思決定がなされたと評価し得るかは疑問の余地があり、調査計画書や委員派遣承認要求書の内容に

については実質的な審査が行われておらず，委員が要求すれば，ほぼ無条件で派遣が承認されていることが窺われ，調査によって得られた成果の内容が明らかではなく，そもそも調査計画どおりに調査が実施されたか否かを検証することも不可能である。

以上によれば，委員会の調査のための派遣旅費については，委員派遣を承認する手続に改善すべき点があると言わざるを得ず，委員派遣調査報告書についてもより公務性を証明できる報告書とすべきである。

(4) 議決による議員派遣旅費

平成17年度には海外視察として，北米地方行政視察と南米地方行政視察が実施されている。

しかし，視察行程や視察先の選定については，全国都道府県議会議長会が主催する海外視察に参加するというものに過ぎず，議員派遣が決定された議会の議事録を見ても，議会において当該視察先に議員を派遣する必要性について議論がなされた形跡は見受けられない。

また，視察先における質疑応答の状況は明らかではないため，何のために海外視察を行ったのか，海外視察によって何が得られたのかを理解することができず，海外視察の必要性それ自体に疑問を抱かざるを得ない。

さらに，視察費用については，1人あたり約80万円（北米地方行政視察）ないし約100万円（南米地方行政視察）もの費用を要しているなど決して低額とは言えず，報告書の内容を見ても投じた費用に見合うだけの効果（特に，普通地方公共団体の事務及び地方行財政に関する視察の成果と呼べるだけのもの）が得られたと言えるかは疑問である。

従って，議決による議員派遣旅費については，その妥当性に疑問の余地があるものが含まれている可能性も否定し得ない。

5 提言

(1) 応招旅費の支給金額の見直し

ア 費用弁償条例によれば，議員が公務のために旅行したときは，職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額の支給を受けるとされている（費用弁償条例4条2項）のに対し，応招旅費の支給額については，旅費条例の規定

とは別の基準が設けられている（費用弁償条例4条1項）。

しかし、両者を区別する理由については必ずしも明らかではなく、費用弁償条例4条1項が定める基準額の合理性にも疑問がある。

従って、議員の応招旅費の支給金額についても費用弁償条例4条2項を適用することを検討すべきである（鳥取県議会参照）。

（2）委員会による視察（県内及び県外視察）の決定方法の見直し

徳島県議会においては、「委員会の県内・県外視察について」と題する申し合わせが存在しており、視察回数については、年3回の県内視察（県西部、県中央部、県南部）と年1回の県外視察を実施する、視察日程についても、県西部、県南部は1泊2日、県外視察は2泊3日の日程で実施することとされている。また、視察行程及び視察先の選定も、正副委員長に一任された上で、正副委員長の指示の下、事務局担当者が視察箇所等の原案を作成しているというのが実態である。

以上のとおり、徳島県議会においては、委員会による県内及び県外視察を行うことや、県中央部以外の視察においては宿泊を行うこと等が慣例化、自己目的化しており、視察行程及び視察先の選定過程も不透明であるとの印象を受ける。従って、今後は当該委員会の所管事項に関して、当該委員会及び各委員の主体的、能動的な取組みを通じて研究課題の設定や問題意識の形成を図り、それとの関連で視察内容（視察を実施することの要否を含む。）を決定するよう留意すべきである。

（3）委員会の調査のための派遣旅費と政務調査費（調査研究費）との区別の明確化

委員会の調査のための委員派遣については、実質的には委員会としての意思決定がなされておらず、調査計画書や委員派遣承認要求書の内容について実質的な審査が行われておらず（委員が要求すれば、ほぼ無条件で派遣が承認されている。）、調査報告の内容も極めて不十分であるという実態がある。これでは、委員派遣が委員会の調査の一環としてではなく、当該委員個人の調査活動のために実施され、県費が支出されていると言わざるを得ない。

ところで、各会派及び各議員に対しては、「会派（議員）が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」（調査研究費）等を支弁するために、一定額の政務調査費が交付されている。そうだとすれば、委員

個人の調査活動に要する費用については、政務調査費（調査研究費）から支弁することが予定されていると言うべきであって、これを費用弁償（委員会の調査のための派遣旅費）として支出することは、政務調査費と費用弁償の区別を曖昧にするものである（ちなみに、委員会の調査のための派遣旅費について、議員1人あたりの平均額を算出した場合、約23万円にも上る。）。

従って、各会派及び各議員に対して政務調査費（調査研究費）が支給されていることに照らせば、委員会の調査のための委員派遣については、委員派遣の必要性や委員会の調査事項との関連性等について、委員会で十分に審査する必要があると思われる。

（4）議決による議員派遣（海外視察）の抜本的な見直し

徳島県議会においては、「県議会議員の海外視察に関する申し合わせ」と題する申し合わせが存在しており、海外視察の目的、必要性、視察行程及び視察先等について吟味することなく、一定期間、議員を務めることによって当然に県費による海外視察を実施できることが慣例化、自己目的化している。これでは、海外視察がいわば議員の特権、あるいは長期間、議員を務めたことに対する褒賞と化しているとの謗りを免れず、県民感覚に照らしても極めて疑問がある。

確かに、海外視察については、参加した議員が海外の事情に精通し、その見識や能力を高めるという効果を有することは事実であり、そのことがひいては議会の審議能力の強化に役立つ可能性も否定できない。しかし、それは本来、自己研鑽として各議員が自らの時間と費用を投じて行うべき事柄であって、これを県費によって行うことは、議員に特権を付与するものと言わざるを得ず、県民の理解を得ることは困難であろう。そもそも、前記の申し合わせ事項を見る限り、議員が海外に赴くこと自体が目的であるかのような印象を拭えない。

この点、他の都道府県の状況を見ても、公費による議員の海外視察を凍結ないし休止しているところも見受けられるのであって、徳島県においても海外視察の見直しを検討すべき時期が来ている。

従って、海外視察については、その廃止も含めて抜本的な見直しを行うことが必要であると思われる。

第5 おわりに

- 1 本監査においては、議会費のうち政務調査費及び費用弁償を中心に検討を行って

きたが、当監査人としては、議会における議論状況を見る限り、議会や議員が県民に対する説明責任を果たしていないとの印象を拭えない。

すなわち、政務調査費については、使途の透明性の確保が繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、議員の中には今なお情報公開に消極的な姿勢を示す者も少なくない。また、費用弁償についても、議会や議員の論理で物事が決定されているような印象を受け、県民感覚に照らして疑問を感じる点が少なくない。これで、果たして県民のための議会や議員と言えるであろうか。

- 2 冒頭でも述べたとおり、地方分権が進む中で、地方議会の果たすべき役割は年々重要性を増している。とりわけ、県財政が厳しい状況にある中、議会としては公金の使途を厳しくチェックしていく姿勢が求められている。そのためには、議員自らが襟を正し、率先して範を示すことが必要である。

議員の地位は、決して特権として付与されたものではなく、あくまで県民生活の向上を図るために県民から付託されたものに過ぎない。従って、議会及び議員は、その活動内容について県民に対する説明責任を果たし、県民の批判に晒される必要がある。さもなければ、議会や議員の活動に対して県民の理解と信頼を得ることは困難であろう。議会が本来の機能を発揮するために、議員に課せられた責任は重いと言わざるを得ない。

本報告書の内容は、議会や議員にとっては非常に厳しい内容であると思われるが、それは議会や議員に対する期待の裏返しに他ならない。議会や議員の活動が充実し、活性化することが、県民の利益に繋がるのである。そのためにも、今後、政務調査費や費用弁償を含め、議会や議員のあり方について議論を深めることが求められている。

- 3 関係機関におかれては、本監査の趣旨に従って早急に検討を進めることを期待したい。

テーマ 保健福祉部に係る補助金の執行について

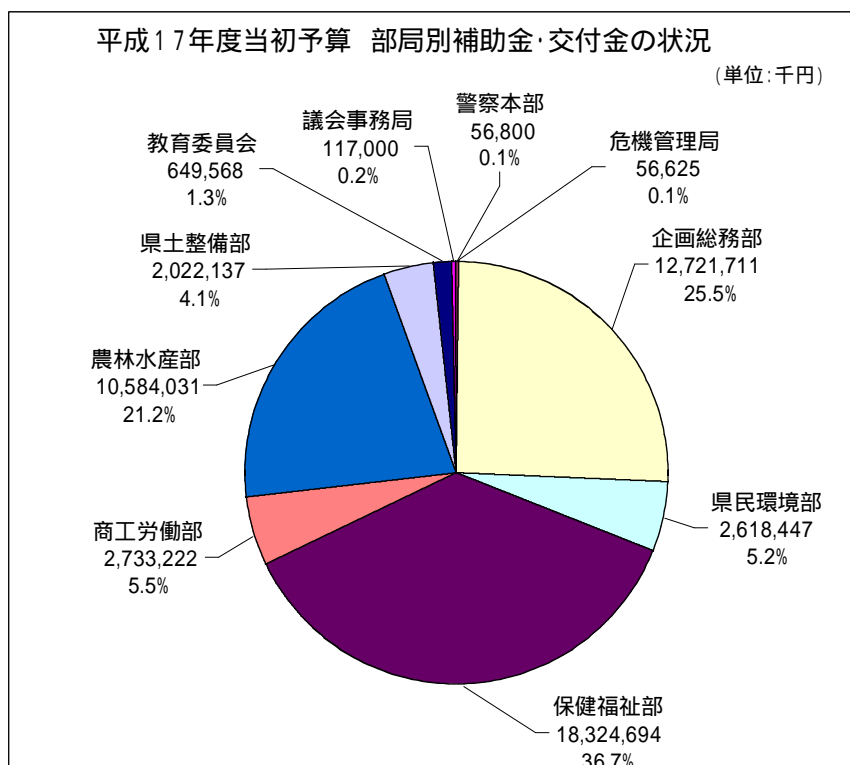
第1 はじめに

1 監査テーマ選定の理由

補助金については、予算に占める割合が大きいにもかかわらず、長期間にわたって多額の補助金が交付されている団体も見受けられ、財政硬直化の一因となっているように思われる。

補助金は、公益上必要がある場合に対価なくして支出されるものである（地方自治法232条の2）。しかし、昨今、県財政は厳しい状況にあり、官民の役割分担についても見直しが求められている社会情勢の下で、果たして当該補助事業は多額の県費を投じてまで行うべき必要があるのか、交付された補助金は適切に使用されているのか等、補助金に係る事務が適正に実施されているかが不断に検証されなければならない。

ところで、補助金については、平成13年度の包括外部監査でも取り上げられたテーマであるが、担当部局が複数に及んでおり、対象もごく限られたものに留まっていた。そこで、本年度は、部局ごとでは最も多額の補助金を支出している保健福祉部に係る、県が単独に支出している補助金の執行及び当該補助金の交付を受けた団体における補助事業の執行を監査の対象とすることとした。



第2 補助金の公益上の必要性について

地方自治法232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定めている。補助金を支出するにあたって公益上必要があるといえるか否かは、自治体の判断によるところであるが、学説として立命館大学安本教授は以下のように見解を述べている（判例時報1433号 判例評論152頁以降）。

「補助金は、一般的には公財政資金の負担を伴い、受ける者とそうでない者との公平が問題となり、しかも私企業の自己責任に基づく公正かつ自由な競争秩序と何らかの程度において対立関係に立つ。したがって、そのような犠牲を償うに足りるものでなければならぬ」。

さらに同教授は以下のような基準を挙げている。

- 1 補助金支出の目的、趣旨
- 2 他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性
- 3 補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- 4 補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員などの状況）
- 5 他の用途に流用される危険がないか
- 6 支出手続、事後の検査体制などがきちんとしているか
- 7 目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか

当監査を実施するにあたっては、各補助金の公益上の必要性の判断に関して、上記の基準を重要な判断要因とした。

第3 各補助金に対する意見

1 医療施設近代化施設整備事業費

(1) 補助金調査票（報告書 P116参照）

補助金額 1,200万円

必要性 建物の老朽化等により建替等を行う医療機関において、補助を行

うことにより患者の療養環境，医療従事者の職場環境，衛生環境等の改善を進めるとともに，医療施設の経営の確保を図るため。

交 付 先 医療施設開設者

(2) 監査結果・意見

国，県の医療政策の実現に合致する医療機関の設備投資に補助を行うことは公益性があるとされてきたが，近年，国，地方の財政の逼迫により，医療機関も独自の財源による運営を強く求められている。

全国47都道府県のうち，当該補助金を廃止した自治体は32道府県に上っている。徳島県も，医療施設の整備状況を他県と比較したうえで，当該補助金の必要性について，再度検討すべきである。

2 看護師等養成所運営費補助事業費

(1) 補助金調査票（報告書 P 1 1 7 参照）

補助金額 250万円

必要性 県西部については，看護職員数が少なく，養成確保対策の充実強化が重要な課題となっている。三好郡医師会准看護学院は県西部における唯一の養成施設であり，県西部での看護職員不足解消のため県として支援する必要がある。

交 付 先 三好郡医師会准看護学院

(2) 監査結果・意見

平成17年度の当該学院の卒業者は19名であり，卒業者のうち11名が県西部の医療機関に就職している。当該学院が運営され，県西部に居住している看護職員が増加することによって実質的に利益を享受するのは，県西部の医療機関であることに鑑みれば県西部の医師会，医療機関に対し，負担増を求めることも検討すべきと思われる。

また，国からの補助金は，年々減少傾向にあり，さらに当該学院に預金の留保等の財政的余裕はないとのことである。今後の当該学院の運営を考えると，現状での当該学院の授業料等を再度検討し，授業料の増額等によって将来の安定的運営が確保できるよう検討を進めるべきである。

3 乳肉衛生管理運営費

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 1 9 参照)

補助金額 7,139万円

必要性 県下の食肉センター等の食肉生産過程において排出される副産残渣物を適正に処理することにより、環境衛生の保全を図り県民の公衆衛生の発展に寄与している事業を支援するため。

交付先 J企業

(2) 監査結果・意見

平成13年度の包括外部監査において指摘されてはいるが、補助金額の計算過程は従前と変わっておらず、J企業の収入を把握するための決算書等の資料は徴していないとのことである。当該補助金の交付要綱では、補助対象経費が規定されているのみであり、事業の収支は補助金額の算出要因とはされていない。当該企業全体の収支を把握したうえで、総合的な判断の下、補助金を支出することも必要であると考えられる。補助金の交付要綱について、企業全体の事業収支も補助金積算の際の重要な要因とするよう検討すべきである。

4 生活衛生指導事業費

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 2 1 参照)

補助金額 701万円

必要性 公衆浴場経営は、経営基盤が脆弱であり、設備の近代化等には当該補助金が必要である。

交付先 徳島県公衆浴場生活衛生同業組合

(2) 監査結果・意見

ア 同業組合に対する補助金について、県担当課によれば書類確認のみで詳細な用途の調査は行っていないとのことであるが、同業組合の活動が、公衆浴場経営の近代化、合理化といった目的に直結した活動であるといえるか否かについて、検証する必要があるのではなかろうか。検討を願いたい。

イ 設備投資資金の借入金利子に係る補助金については、あまりに金額が少額であり、補助金交付手続の煩雑さを考慮すれば、廃止を検討すべきである。

5 生活衛生振興助成事業費

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 2 3 参照)

補助金額 1 5 5 万円

必要性 生活衛生営業はその経営基盤が極めて脆弱であり、自主的な組織活動の促進のために必要である。

交付先 財団法人徳島県生活衛生営業指導センター

(2) 監査結果・意見

当該補助金の根拠法令である「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」は、昭和32年に制定され、わが国の公衆衛生状態の改善を目的とした法律であるが、当該補助金は、理容業等の各種同業者の組合に対して支出され、その大半が各種同業組合におけるイベントの開催費等に費消されており、根拠法令の趣旨である公衆衛生の向上及び増進について、直接的な効果を有しているとは言い難い。

このような法律を根拠として補助金を存続させることについては疑問である。当該補助金については、全面的な廃止、見直しの検討が必要である。

6 徳島県身体障害者連合会に対する補助金

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 2 5 参照)

補助金額 5 3 8 万円

必要性 当該団体の運営費を補助することにより、活動の安定化を図るとともに、身体障害者福祉施策の充実をはかる。

交付先 社会福祉法人徳島県身体障害者連合会

(2) 監査結果・意見

補助の対象となっているのは、同団体の活動の中で、身体障害者団体連絡調整及び各種団体への補助事業に係る人件費等である。平成17年度の補助金交付額は、平成18年3月に増額変更されている。この変更は、障害福祉制度の制度改変に対応して、県のOBである事務局長が交代したことによる人件費等の増加に対応するものである。県庁在職時の給与を勘案したことによるものと思われるが、職務内容に応じた当該団体独自の給与体系によって給与を決定すべきである。

7 児童福祉母子福祉及び知的障害者福祉事業費補助金

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 2 6 参照)

補助金額 5 0 8 万円

必要性 徳島県手をつなぐ育成会の団体運営費を補助することにより、当該団体の活動の安定化を図るとともに、知的障害者福祉施策の充実に図る。

交付先 社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会

(2) 監査結果・意見

徳島県手をつなぐ育成会に対しては、研究調査事業部門に所属する県のOBの人件費等を対象として、補助金が支出されている。

平成17年度の徳島県手をつなぐ育成会の決算書によれば、補助対象となっている研究調査事業会計に関しては、3,741,494円の資金余剰が生み出されている。人件費の一定割合を補助するという固定的な考え方にとらわれることなく、補助対象以外の他の会計部門及び当該団体全体での資金状況を勘案したうえで、補助金の削減を検討すべきである。

8 町村同和促進事業補助金

(1) 補助金調査票(報告書 P 1 2 8 参照)

補助金額 1,700万円

必要性 同和問題の解決のため、徳島県町村会がおこなっている民間運動団体への補助事業に対し、県として支援する必要がある。

交付先 徳島県町村会

(2) 監査結果・意見

当該補助金の平成17年度における支出額は1,700万円であり、町村からの負担金5,300万円と合計して7,000万円が徳島県町村会に交付されている。徳島県は、徳島県町村会の決算書を入手しているが、それには詳細な記載はない。また、最終的な交付先(町村会から7,000万円が民間運動団体に対して交付されている)の決算書は、徳島県町村会には提出されているとのことであるが、県には提出されていない。

このことについて、県は、町村会が交付先(民間運動団体)に対して行ってい

る監査の報告を受けているほか、必要に応じ町村会事務所に出向いて聞き取りを行っているとともに、平成17年度には、直接交付先の事務所に赴き、帳簿等の確認を行ったとのことである。

しかしながら、前述のとおり当該補助金の詳細な使途の記載がないため、補助金の使途に関し書類による事後の検証が困難となっていることは否めず、補助金支出後の検証手続を検討すべきであったといえる。

なお、当該補助金は平成18年度を最後に廃止されることが決定した。

9 財団法人徳島県同和対策推進會会館運営費補助金

(1) 補助金調査票(報告書 P130参照)

補助金額 2,056万円

必要性 同会館の適正な管理、運営を図るため。

交付先 財団法人徳島県同和対策推進會

(2) 監査結果・意見

当該補助金は、徳島県同和対策推進會会館を管理運営する財団法人徳島県同和対策推進會に対して支出されている。当該団体の平成17年度の決算書によると、当該団体独自の収入である会館施設の利用料収入約675万円に対して、総支出額は約2,731万円とされており、差額である約2,056万円について、県から補助金を受けている。

このような収支構造を前提として補助金を支出するのであれば、当該団体が会館の管理運営を行う限り、県は補助金を支出し続けなければならない。何らかの改善策をとることができなかつたのか、疑問である。

なお、当該補助金は平成18年度を最後に廃止されることが決定した。

10 徳島県青少年就職促進協會補助金

(1) 補助金調査票(報告書 P131参照)

補助金額 1,077万円

必要性 家庭環境が不利な青少年の就職の促進を図り、定着指導を行う必要がある。

交付先 徳島県青少年就職促進協會

(2) 監査結果・意見

当該団体は、企業と就職希望者との連絡調整、意見交換会等を行い、また就職が決定した者に対して就職奨励金（1人あたり18,000円）の支給を行うといった活動を通して、低所得家庭の青少年に対する就職の援護を行っている。平成17年度の就職決定者に対する就職奨励金の支給実績は、131名であり、活動実績は認められる。

しかし、就職奨励金の支給ではなく、技能の習得に係る費用の補助といったより実践的な援護活動への移行といったことも検討すべきである。

11 財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会補助金（“あい”ランド推進協議会運営費助成事業費、徳島県健康福祉祭開催事業費）

(1) 補助金調査票

ア “あい”ランド推進協議会運営費助成事業費に関する調査票（報告書 P 133参照）

補助金額 6,731万円

必要性 高齢者感についての意識改革を図り、高齢者の社会活動が活発に展開されるよう「ぬくもりと活力のある長寿社会づくり」を推進していく必要がある。

交付先 財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会

イ 徳島県健康福祉祭開催事業費に関する調査票（報告書 P 134参照）

補助金額 1,748万円

必要性 長寿社会についての県民意識の高揚、高齢期の健康と生きがいづくり等を目的とし、参加者がふれあいと交流により互いの理解を深めることをねらいとした健康福祉祭の実施を支援するため。

交付先 財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会

(2) 監査結果・意見

< 補助事業の効率性、効果性、その評価・検証 >

ア 徳島県健康福祉祭のイベント内容には、タレントを招いてのショーやキャラクターショーといったイベントも含まれている。健康福祉祭の受益者は一部の者に限定されるため、こういった観点からは、できる限り県費の支出を抑制し

ながら、イベント本来の内容を充実していくという姿勢が必要である。

イ 仲間づくり支援事業における活動は、後述する徳島県老人クラブ連合会の活動と似通った部分があるのではなかろうか。両団体の活動の効率性・効果性を高め、補助金削減に繋がる可能性を検討すべきである。

<補助金の積算について>

ア シルバー大学、シルバー大学院について、そもそも収支バランスの均衡が成り立つ事業ではないが、低所得者の授業料免除も併せて考えながら、授業料の設定について再度検討すべきではなかろうか。

イ 全国健康福祉祭に参加する選手の自己負担金は前述のように50%である。受益者は、極めて限定されたごく一部の者であることに鑑み、他県の例をみて議論を深める必要がある。

12 徳島県高齢者保健福祉推進費補助金、徳島県老人福祉関係団体事業費補助金（徳島県老人クラブ連合会運営費補助事業費）

（1）補助金調査票（報告書 P139参照）

補助金額 1,750万円

必要性 老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図るため大きな役割を担っている県老人クラブ連合会を支援するため。

交付先 財団法人徳島県老人クラブ連合会

（2）監査結果・意見

<補助対象事業の妥当性について>

当該団体の県内の60歳以上の加入率は20.2%にとどまっている。会員の増加を目指しているとのことであるが、現状の加入率を鑑みると、当該団体に継続的に補助金を交付することが高齢者全体の福祉に繋がっているのかどうか、疑問を感じざるをえない。当該補助金の妥当性について、検討が必要である。

<補助金の積算について>

当該団体には、県が4,000万円出捐し、会員が6,000万円出捐することによって造成された基金1億円が存在する。現状では、この基金の運用益が当該団体の活動費に充てられているが、昨今の低金利を勘案すると、このような資金の運用方法が効率的であるといえるかどうか疑問が残る。基金の活用方法を検

討すべきである。

< 補助事業の効率性，効果性，その評価・検証について >

上述のとくしま“あい”ランド推進協議会に対する補助金の部分でも述べたが，老人クラブととくしま“あい”ランド推進協議会の活動内容は，類似する部分もあると推測される。今後の高齢者の「生きがい支援」において，今後そのバランスをどう図っていくのか議論が必要である。

第4 提 言

1 積算根拠の見直し

補助金は，言うまでもなく県費の投入であるため，必要最小限の投入額にして，効果をあげなければならない。補助団体の補助対象事業のみをとりあげて，補助金額の積算根拠とするのではなく，補助団体全体の財政状態，経営成績を勘案したうえで積算が必要である。また，必ずしも過去の積算根拠にとられる必要はなく，毎年，必要最小限度の金額となっているか否かについて点検するといった考え方をもって，補助金の積算を行うべきである。

2 団体の自立性

県財政が逼迫する中，特定の団体に対して，漫然と長期的に補助金を支出することは厳に慎まなければならない。担当課において，補助団体の事業を見直し，できる限り支出の少ない事業を展開するように指導を行い，そのうえで補助金の終期を設定する，あるいは段階的削減を明示する，といった補助団体の自立に向けた取り組みを支援すべきである。

3 環境の変化への対応

補助金の根拠法令の中には，現代の環境と必ずしもそぐわない立法趣旨に基づく法令も存在する。このような法令に基づく補助金は，現代においては，公益性が薄れてしまっている可能性がある。根拠法令の時代背景と，現代における環境変化を勘案したうえで，補助金の公益性を再度検討するといった考え方の転換が必要である。

4 補助団体の類似した活動についての検討

補助団体の活動のうち、他の補助団体で同様の活動を行っているのであれば、団体を指導し、活動を一本化することによって、効果的・効率的な事業を実施し、補助金の削減を行うことができる。活動内容の類似性について、毎年、検討を行う必要性がある。

5 評価、検証について

補助金を支出した結果、どのような成果に結びついたかを検証することが必要であることはいうまでもない。徳島県においては、政策評価制度が実施され、目的妥当性、有効性・効率性、必要性が検証されている。しかし、長期的視野に立った検証はなされているであろうか。補助金を複数年支出し続けることによって、補助金を支出する以前と比較し、補助団体の財政状況がどのように変わったのか、当初の政策目標はどの程度実現されたのか、公益性について変化はないのか、今後どのくらいの補助が必要であるか、といった長期的視野に立つ検証については不足しているのではなかろうか。検討すべきである。

6 団体の活動に応じた給与体系

補助団体の職員の給与については、県職員と同水準の給与体系とされているケースもあり、その給与について補助の対象となっている場合もある。その場合は団体での職務に応じた給与体系とすることが適当であり、見直しが必要である。

7 交付要綱について

現状、交付要綱のうちいくつかは、補助団体のどの活動をどこまで補助するのかという具体的内容は規定されていない。推測ではあるが、補助団体の活動を幅広く補助すべきであるという時代に応じた要綱ではなかろうか。

今後、各公益法人の公益性について、従前よりもより厳格な認定手続が為され、認定を受けた法人のみ、公益社団法人、公益財団法人として税法上の優遇措置等を受けることができることとされている。このような公益法人を取り巻く状況を考慮すれば、今後、公益性に関するより厳格かつ統一的、具体的な解釈が一般化することが予測される。

このような公益法人改革の趣旨を鑑み、また県財政の状況を併せて考慮すれば、交付要綱に具体性をもたせ、適時見直しを行うことにより、交付要綱に補助金支出の抑制効果をもたせることを検討すべきではなかろうか。

第5 おわりに

本監査にあたっては、保健福祉部が支出している補助金のうち、重要性が高いと思われるものを抽出し、監査を行ったが、監査対象としなかった補助金も含めて、全般的には、整理、縮小の傾向にあり、その意味では一定の評価を与えることができる。

しかし、補助金の中には、今後のさらなる見直しを要するものもある。本県の財政状況、少子高齢化の進行状況を鑑みると、県民から要求される全ての保健福祉政策を実行できるわけではなく、県が担うべき施策を取捨選択せざるを得ない。取捨選択にあたっては、補助金の目的の重要性・緊急性、民間委託の必要性、受益者負担の有無等を勘案すべきである。

